

【鹿児島県における有害がん具刃物等の指定状況】

指定番号	指定年月日	名称	鹿児島県告示	指定理由
1	—	がん具空気銃等	告示第1063号の2 S61. 6. 16 (一部改正) 告示第15号 H25. 1. 15 告示第152号 R6. 3. 8	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
2	H10. 2. 25	ナイフ	告示第241号 H10. 2. 27 (一部改正) 告示第153号 R6. 3. 8	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
3	R2. 8. 25	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	告示第820号 R2. 9. 4 (一部改正) 告示第154号 R6. 3. 8	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
4	R6. 2. 28	スリングショット	告示第155号 R6. 3. 8	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

【各指定対象の機能及び構造等】

名称	がん具空気銃等
構造	1 がん具空気銃 空気圧縮ポンプを作動し、圧縮された空気の力を利用して弾丸を発射させるもの 2 バネ式銃 レバー等をもってバネを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの 3 圧縮ガス銃 密閉容器に充填された圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの
機能	当該銃用の弾丸を装填し、水平射角で発射した場合において銃口からの距離約3mにある四隅を支えた状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するもの又は水平射角で20m以上の飛距離を有するもの

※がん具空気銃（通称エアガン）等の取扱い

がん具銃は、圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネ等を利用してプラスチック製弾丸（通称BB弾）を発射させる遊戯銃であり、本条例により指定された有害ながん具銃の威力は、「機能」に示してある威力に相当するもので、発射弾丸の有する運動エネルギーが0.135J（ジュール）を超えるものである。

名 称	ナイフ
機能及び構造	鋭利な切先及び刃先を有し、人体に危害を及ぼすおそれのあるもの（果物ナイフ及びカッターナイフを除く。）で、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第101条の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを超えるもの。ただし、折りたたみ式ナイフ（刃体と柄の結合部の軸を中心として開刃するものをいう。）又はスライド式ナイフ（刃体が柄から直線に開刃するものをいう。）にあっては、開刃した刃体を柄と直線に固定させる装置を有するものに限る。

名 称	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）
機能及び構造	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの

名 称	スリングショット
機能及び構造	腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒（ゴム固定金具等が付加されたものを含む。）に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸その他これに類するもの（以下「弾丸等」という。）を発射させるもので、当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばした場合において、発射した弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.07kgf・m/cm ² 以上のもの

【罰則】

- ・ 第12条第6項違反（青少年に有害がん具刃物等を販売した業者）は20万円以下の罰金又は科料
- ・ 第15条第1項違反（有害がん具刃物等を自動販売機に収納し、又は収納している業者又は管理者）は20万円以下の罰金又は科料